

事 務 連 絡
平成 28 年 5 月 27 日

関係各位

厚生労働省保険局医療課

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正等について

標記について、別添にて、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知しましたので、各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

【通知】

- 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
(平成28年5月24日付け保医発0524第2号)
- 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部改正について
(平成28年5月24日付け保医発0524第3号)
- データ提出の実績が認められた保険医療機関のデータ提出加算の取扱いについて (平成28年5月17日付け保医発0517第1号)
- データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて (平成28年5月19日付け保医発0519第5号)